

FAQ～よくある質問

Q 1) 出張販売とは何ですか？

A 1) 予め決められた市役所の場所・曜日・時間帯で旭川市職員福利厚生会（以下「福利厚生会」）に許可された事業者の方々が、職員向けに食品を販売するものです。

このため、職員の昼食・間食・夜食などに供するよう販売する食品を5品目（弁当、おにぎり、パン類、麺類、和洋菓子）に限定しています。

Q 2) 応募すれば誰でも出張販売できるのでしょうか？

A 2) 出張販売は、市職員の福利厚生を目的として、福利厚生会が旭川市から許可を取得し、さらに福利厚生会が事業者の皆様に食品販売の許可を行うことにより運営しているものです。

許可条件としては、市内に店舗等がある、食品衛生法による営業許可等を取得しているなどがあります。

※詳しくは、別紙「【ご案内】旭川市庁舎での出張販売事業者を募集します。」の「2 許可対象者」を御覧ください。

また、販売場所の上限（許可）数が決まっていますので、これを超える応募（申請）があったときは、抽選により事業者を決定することになります。

Q 3) 市役所のどこで、どのように販売するのでしょうか？

A 3) 出張販売は、旭川市総合庁舎での出張販売と第二庁舎での巡回販売の二つで構成されており、同じ販売曜日に合わせて行っていただきます。

旭川市総合庁舎では、7階多目的室内の3箇所の内、いずれか1箇所を販売場所として許可時間内（午前11時から午後2時までの間）に食品を販売します。

第二庁舎では、1階から5階までの各フロアを巡回、声掛けして食品を販売します。

順序としては、先に第二庁舎を巡回し販売を終えた後、昼休み（午後12時15分から午後1時まで）前には、職員数の多い総合庁舎で販売を開始することを想定しています。

Q 4) 車で商品を運ぼうと思うが、駐車場はどこですか？

A 4) 販売商品の搬入については、総合庁舎（永隆橋通側）前の荷下ろし用スペースは一時的な荷物の搬入出には使用できますが、駐車はできません。

また、市民駐車場は、用務で市役所を訪れる市民向けの駐車場ですので、商用・営業目的の使用は認められていません。※出張販売も同様に使用不可です。

このため、出張販売では周辺の民間駐車場又は自家用車での送迎を利用することになります。

Q 5) 市役所の他の場所でも販売しようと思うのですが。

A 5) 市役所庁舎内では、市が主催するイベント等によるものを除き、基本的に民間事業者による商品販売が認められていません。

ただし、出張販売については、職員の福利厚生を目的として、職員向けに昼食等の食品を販売するものであることから例外的に販売する場所や時間帯を限定して旭川市から許可されているものです。

以上のことから、福利厚生会の許可によるもの以外、庁舎内での他の場所、時間帯等に行う商品販売は一切できません。

Q 6) 店舗もあるので、月に一度だけの販売でも良いか？

A 6) 別紙の【ご案内】の「2 許可対象者」に記載のとおり、出張販売は勤務する職員のために広く昼食を提供することが目的ですので、「毎週の許可曜日に必ず出張販売できる者」としています。

ただし、許可された事業者の中には、本業や他店舗の営業、その他諸事情により、予め定められた許可曜日に必ず出店できない方もおられるかと考えますので、「やむを得ない場合を除く」としています。

したがって、お問い合わせにある「月に一度だけ」のように恒常的に販売できない事業者の方は応募できませんので、御理解願います。

Q 7) 店が多忙になったので出張販売をやめたい。

A 7) 出張販売の申請後、許可決定後又は既に出張販売を行っているときに、事業者の都合により、出張販売を取りやめる場合は、別紙の「出張販売辞退届」を提出していただくことになります。

なお、既に納入した使用料については、返還できません。

Q 8) 営業許可証はあるけど、営業届はどうしたら良いの？

A 8) 営業届は、食品衛生法による営業許可とは別に、旭川市内で食品等を取り扱う営業を行う場合は、一部の業種を除き、原則保健所に届出が必要になるものです。

出張販売においても、旭川市保健所からの指導により既に届出済みの事業者を除いて、届出をする必要があります。

なお、届出の際は、窓口で必ず原本の還付又は写しの交付を受けて、出張販売許可申請の際、営業許可証とともに提出してください。

【届出先】

旭川市 健康保健部 保健所 衛生検査課
旭川市7条通10丁目 第二庁舎2階
電話番号：0166-25-5324

※届出方法等営業届に関することは、上記の担当課にお問い合わせ願います。